

田原市職員の営利企業への従事等の制限に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第38条第1項の規定に基づき、職員の営利企業への従事等（以下「兼業」という。）の制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(地位の指定)

第2条 法第38条第1項の規定により、職員（非常勤職員（法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）が任命権者の許可を受けなければ兼ねてはならない地位は、営利企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員のほか、顧問、参与、評議員、清算人及びこれらに準ずるものとする。

(申請)

第3条 職員は、法第38条第1項に規定する許可（以下「許可」という。）を受けようとするときは、次の各号に掲げる兼業の区分に応じ、当該各号に定める申請書により任命権者に申請しなければならない。

- (1) 不動産等賃貸 営利企業従事等許可申請書（不動産等賃貸関係）（様式第1号）
- (2) 太陽光電気の販売 営利企業従事等許可申請書（太陽光電気の販売関係）（様式第2号）
- (3) 営利企業の役員等の地位の兼業 営利企業従事等許可申請書（営利企業の役員等関係）（様式第3号）
- (4) 前3号に掲げるもの以外の兼業 営利企業従事等許可申請書（その他営利企業等関係）（様式第4号）

2 職員は、兼業を開始しようとする日の3週間前までに、前項の規定に基づく申請をしなければならない。

3 前2項の規定は、許可を受けた兼業の内容の変更申請について準用する。
(許可)

第4条 任命権者は、前条第1項の規定による申請（以下「申請」という。）があったときは、次の各号（法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業の期間中にある職員については、第1号及び第3号）のいずれにも該当する場合に限り、これを許可することができる。

(1) 職務遂行上、能率の低下を来すおそれがない場合

(2) 相反する利害関係を生じるおそれがなく、かつ、その他職務の公正を妨げるおそれがない場合

(3) 職員及び職務の品位を損ねるおそれがない場合

2 許可の期間は、当該兼業を開始する日の属する年度の翌年度末までの期間の範囲内とする。ただし、前条第1項第4号に掲げる兼業のうち、営利企業に従事する場合に係る申請に対する許可の期間は、当該兼業を開始する日の属する年度の末日までの期間の範囲内とする。

3 任命権者は、前条第1項第4号に掲げる兼業に係る申請について、第1項各号のいずれにも該当する場合であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、これを許可しないことができる。

(1) 申請者の勤務成績が直近の人事評価の結果が下位又は当該申請日までの1年以内における勤務の状況を示す事実を照らして不良であったとき。

(2) 法第28条第2項第1号の規定による休職又は長期の病気休暇（田原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年田原町条例第5号。以下「勤務時間条例」という。）第13条に規定する病気休暇をいう。）の期間中であるとき。

(3) 兼業をする時間（以下「兼業時間」という。）が地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条に規定する育児短時間勤務、同法第19条に規定する部分休業、勤務時間条例第14条の3第1項に規定する子育て部分休暇、勤務時間条例第15条に規定する介護休暇、勤務時間条例第15条の2に規定する介護時間、法第26条の2に規定する修学部分休業又は法第26条の3に規定する高齢者部分休業により勤務しないことが認められた正規の勤務時間（勤務時間条例第8条に規定する正規の勤務時間（勤務時間条例第2条第2項の規定の適用を受ける場合にあつては、その適用を受ける前の正規の勤務時間をいう。）をいう。以下同じ。）中に含まれるとき。

(4) 勤務時間条例第8条の4第2項から第4項までに規定する育児又は介護のための時間外勤務（勤務時間条例第8条第1項又は第2項の規定により命ぜられた勤務をいう。以下同じ。）の制限を請求している期間中であるとき。

(5) 法第22条に規定する条件付採用の期間中であるとき。

4 任命権者は、第1項の規定により許可するときは当該申請に係る申請書に許可する旨を記載して当該申請者に交付するものとし、許可しないときは書面によりその旨を通知するものとする。

5 任命権者は、許可を行うに当たり必要と認めるときは、申請者に必要と認める書類を提出させること並びに申請者又は当該申請者の所属長その他の関係者への聴取及び情報収集を行うことができる。

（具体的な許可の基準）

第5条 前条第1項第1号に規定する職務遂行上、能率の低下を来すおそれがない場合とは、次の各号のいずれにも該当する場合とする。ただし、第1号

及び第2号の規定については、特別の事情があるものとして任命権者が認める場合には、適用しないことができる。

- (1) 兼業時間が、週8時間又は1か月30時間以内で、勤務が割り振られた日における兼業時間が3時間以内であること。また、公務における時間外勤務の時間数と兼業時間の時間数を合計した時間数が、月45時間及び年360時間を超えるおそれがないものと認めるとき。
- (2) 兼業時間が終了する時刻から正規の勤務時間が始まる時刻までの時間数が11時間未満でないとき。
- (3) 申請者の占めている職の職務（時間外勤務を含む。）その他従事することを命ぜられた職務を優先させることができるものと認めるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、申請者の占めている職の職務の遂行に当たり、能率の低下を来すおそれがないものと認めるとき。

2 前条第1項第2号に規定する利害関係とは、許認可、検査、補助金の交付、工事その他業務の請負、行政指導、指定管理者の指定、物品の購入等において、当該営利企業等が申請者の占めている職の職務の執行に当たり利益を得るもの又は地位その他の客観的な事情から当該職員が事実上影響を及ぼし得ると考えられる他の職員の職務の執行に当たり利益を得るものであって、職務の公正の確保を妨げるものをいう。

3 次に掲げる場合は、前条第1項第3号の規定に該当しないものとする。

- (1) 当該兼業により受け取る報酬の額が社会通念上妥当であると認められないとき。
- (2) 当該兼業が政治的活動、宗教的活動若しくは公序良俗に反する活動又はそれらに該当するおそれがあるものと認められるなど職員が行うものとして不適當であると認められるとき。

（兼業時間の制限）

第6条 職員は、許可を受けた場合であっても、勤務時間条例第14条に規定する特別休暇により勤務しないことが認められた正規の勤務時間中においては、兼業をすることができない。

(許可の取消し)

第7条 任命権者は、許可をした後において、事業の変更その他の事由により第4条第1項各号に掲げる場合に該当しなくなったと認めるときは、その許可を取り消すものとし、営利企業従事等許可取消通知書(様式第5号)により速やかに所属長(許可を受けた職員が所属長の場合は部局長等、許可を受けた職員が部局長等の場合は副市長)を經由して当該職員に通知するものとする。

2 第3条第1項4号に掲げる兼業に係る許可を受けた職員に人事配置又は配属に係る異動があった場合は、当該許可は、取り消されたものとする。この場合において、当該職員への通知は、これを要しない。

(廃止の届出)

第8条 許可を受けた職員は、兼業をやめたときは、速やかに営利企業従事等廃止届(様式第6号)により任命権者に届け出なければならない。

(計画及び報告)

第9条 任命権者は、申請者又は許可を受けた職員に対し、当該兼業に係る計画及び実施状況についての報告をさせることができる。

(人事配置等)

第10条 任命権者は、人事配置又は配属を行うに当たり、職員の申請又は許可の有無を考慮しないものとする。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。